

第 8 4 号議案

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように  
制定するものとする。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の前に次の1号を加える。

(6) 蒲郡市三谷公民館

第7条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 蒲郡市蒲郡公民館

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。